

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

平成29年5月26日

滋賀県知事 三日月 大造 様

提出者

住 所 滋賀県守山市守山四丁目14番1号
氏 名 守山市病院事業管理者 辻・雅衛
電話番号 077-582-5151 (代)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	守山市民病院
事業場の所在地	滋賀県守山市守山四丁目14番1号
計画期間	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	大分類：医療・福祉、 中分類：医療業、 小分類：病院
② 事業の規模	病床数：199床（一般：111床、療養88床）
③ 従業員数	345人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	オムツ類 → 収集・運搬 → 中間処理 → 最終処分 感染性廃棄物 → 収集・運搬 → 中間処理 → 最終処分

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
別紙資料1 産業廃棄物の処理に係る管理体制図のとおり			
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（平成28年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	オムツ類	感染性廃棄物
	排出量	148.02 t	22.71 t
	(これまでに実施した取組) ・ 使用する商品の選定を検証 ・ 資源化を推進し再生利用を図る		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	オムツ類	感染性廃棄物
	排出量	150.98 t	22.71 t
	(今後実施する予定の取組) ・ 使用する商品の選定を検証 ・ 資源化を推進し再生利用を図る ・ オムツ類の増加をできる限り抑制する努力を行う		
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項			
① 現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 種類別の専用容器を設置し、色分けなどの工夫をする。 ・ 分別と適正な排出方法についての指導を徹底する。		
② 計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 引き続き種類別の専用容器を設置し、色分けなどの工夫をする。 ・ 適正な排出方法についての指導を更に徹底する。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
(これまでに実施した取組)			
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
① 現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
③ 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（平成 28年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	オムツ類	感染性廃棄物
	全処理委託量	148.02 t	22.71 t
	優良認定処理業者への処理委託量	148.02 t	22.71 t
	再生利用業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
<ul style="list-style-type: none"> 守山市の入札参加資格審査に基づく業者登録名簿から、入札により選定し、書面による契約書の締結により実施している。 			

② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	オムツ類	感染性廃棄物
	全処理委託量	150.98 t	22.71 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	150.98 t	22.71 t
	再生利用業者への 処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者への 処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	- t	- t
(今後実施する予定の取組)			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 守山市の入札参加資格審査に基づく、優良な指名願業者から選定する。 			
※事務処理欄			

備考

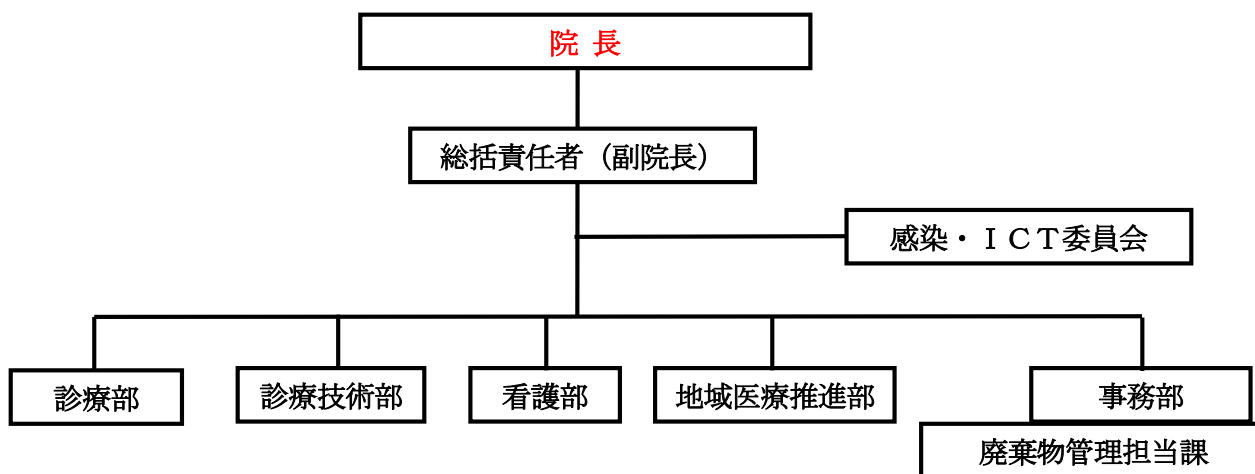
- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の処理に係る管理体制図

1 責任者および管理組織図

総括責任者		所 属：診療部 職：副院長
廃棄物担当		組織名：事務部総務課
役割	廃棄物処理 総括責任者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 廃棄物処理方針の策定 ○ 廃棄物管理規定の策定・改廃 ○ 廃棄物処理に関する各種事項の決定承認
	廃棄物管理 担当課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 廃棄物処理計画の作成 ○ 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○ 産業廃棄物処理業者・再生利用業者の調査、選定及び管理 ○ 委託契約の締結 ○ 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理票の交付・管理 ○ 監督官庁への各種報告 ○ 職員、委託業者に対する教育・啓発 ○ その他関係する事項

廃棄物管理組織図



2 管理体制

① 管理体制（組織）

病院内の各部署と協力し、廃棄物処理に対応するための組織を編成する。

② 管理方法

廃棄物処理規定による。

3 教育・研修

発生する廃棄物の種類、発生状況、処理方法、処理に関する留意事項を整理し、職員等に定期的に教育・研修等を行う。